

岐阜県営繕工事積算基準等資料

(令和 7 年度改定)

最終改定 令和 8 年 1 月 14 日

岐阜県都市建築部公共建築課

○岐阜県営繕工事積算基準等資料

第1編 総則

1 目的

岐阜県営繕工事積算基準等資料（以下「本資料」という。）は、「岐阜県営繕工事積算基準」、「岐阜県営繕工事共通費積算基準」（以下「共通費基準」という。）、「岐阜県営繕工事標準単価積算基準」（以下「単価基準」という。）等を円滑かつ適切に運用するために必要な事項をとりまとめたものである。本資料は岐阜県都市建築部公共建築課の発注する営繕工事に対して適用する。

2 建設副産物（建設発生土を含む）の処理に関する取り扱い

建設副産物の処理に関する積算は、「再生資源の利用の促進について（平成3年10月25日建設省技調発第243号）」及び「公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について（平成14年5月30日国営計第27号）」により、工事現場から処理施設等までの運搬及び受け入れに要する費用等を施工条件の明示事項等に従い適切に計上する。

第2編 工事費

1 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように調整する。

2 新たな追加の工事等の取り扱い

(1) 以下の場合の費用には、「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」(以下「当初請負比率」という。)を乗じない。

ア 新たな追加の工事

現に施工中の工事と一体で施工することが不可欠な場合において、設計図書で明示していない施工条件について受注者が予期することのできない特別な状態が生じ、以下の(ア)から(オ)の新たな種類の工事を追加する場合の費用。

(ア) とりこわし(地下埋設物及び埋設配管に限る)

(イ) 地盤改良

(ウ) 土壌汚染処理

(エ) 石綿含有吹付材及び保温材等の処理

(オ) 上記(ア)から(エ)に伴う発生材処理

イ 公共料金

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用

(2) (1)アの新たな追加の工事に関して、当該追加の工事に係る設計変更における工事費は、当該変更に係る直接工事費を積算し、これに当該変更に係る共通費を加えて得た額に、当該追加の工事が新たに追加された際の請負代金の変更額から消費税等相当額を減じた額を当該設計変更時の工事費内訳書記載の工事価格で除した比率(以下「当該追加の工事に係る請負比率」という。)を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受発注者で協議した上で算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事を一時中止した場合の増加費用の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱いについて(平成元年2月8日付建設省技調発第57号)」及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成28年4月岐阜県都市建築部公共建築課)による他、以下による。

ア 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用(以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。)に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。

(ア) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者及び技術職員(専門職種を含む。以下同じ)を

保持するために必要とされる費用等とする。

(イ) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制に体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び技術職員の配置転換に要する費用等とする。

(ウ) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び技術職員の転入に要する費用等とする。

イ 中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。ただし、中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。

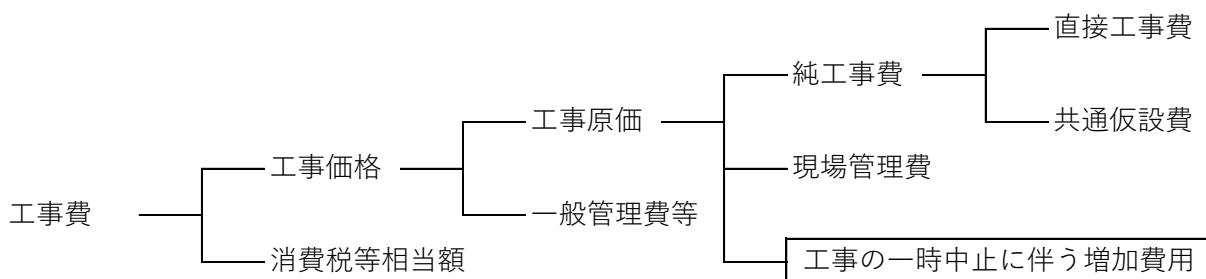
ウ 工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。なお、一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。

エ 契約保証費にかかる補正は行わない。

(4) 中止期間中の現場維持等の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別に計上するものとする。ただし、内訳書上では、原契約に係る工事費と増加費用の合計額を工事費とみなすものとする。

(5) 増加費用の計上箇所

工事の一時中止に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



第3編 共通費

第1章 共通事項

1 共通費算定に関する数値の取り扱い

(1) 率による算定

「共通費基準」の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

(2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。

(3) 一般管理費等

ア 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。

イ 設計変更及び随意契約を行う場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。

イ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。

ウ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。

3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事又は昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

ア 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(ア) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(イ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ウ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

イ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。

① 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の

1/20 以下又は 300 万円以下の場合

② 工事内容、工事費及び工期から判断して、①に準ずるとみなせる場合

ウ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合

ア 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、

(1) アによる。

イ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

ア 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

イ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。

ウ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。

5 営繕工事のいざれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。

6 工事に伴う湧水の排出費用

共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。

7 新営工事における主体構造物にかかる鉄骨工事の補正に関する取り扱い

(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取り扱い

鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。

8 とりこわし工事等を単独で発注する場合の算定

以下の工事を単独で発注する場合の共通費は、製造業者・専門工事業者からの見積りを参考に計上する。

- ・ 特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
- ・ 造園工事
- ・ 舗装工事
- ・ とりこわし工事
- ・ さく井設備工事、等

9 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期(T)に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

10 設計変更における共通費の算定

- (1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。
 - ア 共通仮設費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の直接工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - イ 現場管理費率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の純工事費の合計額及び工期に対応する率とする。
 - ウ 一般管理費等率は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事の工事原価の合計額に対応する率とする。
- (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、当初請負比率を乗じる工事、当該追加の工事に係る請負比率を乗じる工事、そのどちらにも当てはまらない工事に区分して算定する。

第2章 共通仮設費

1 共通仮設費の区分

共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する。

なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。

2 共通仮設費の算定方法

(1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 共通仮設費率による算定

(ア) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）

- ① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、実情に応じた月数（整数）とする。
- ② 工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(イ) 鉄骨工事の場合の補正

「共通費基準」3(4)の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。

また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ウ) 監理事務所を設けない場合の補正

- ① 建築工事において、「共通費基準」3(3)表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（Kr）に以下の補正值を乗じる。

表1 監理事務所を設けない場合の補正值

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \log_e P$	0.988

Pは、「共通費基準」別表における P: 直接工事費（千円）

注1) 補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2) 設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後のKrに乗じる。

(エ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(オ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。

(カ) 直接工事費が「共通費基準」別表（注3）で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(キ) 共通仮設費率の留意事項

- ① 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なものの費用については、以下の費用が含まれている。

- ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用
- ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用

- ② 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費

- ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。（工事用）

- 改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)

イ 積み上げによる算定

以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(ア) 準備費

敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用

(イ) 仮設建物費

- 宿舎、設計図書による現場環境改善費用
- 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における、監理事務所（監督職員事務所）、備品等の費用
- 建築工事における、監理事務所（監督職員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容

(ウ) 工事施設費

仮囲い、工事用道路、歩道構台、設計図書による現場環境改善費用

(エ) 環境安全費

安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛け払い、防音パネルの全面掛け払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用

(オ) 動力用水光熱費

本受電後の電力基本料金

(カ) 機械器具等

- 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用

規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。

表2-1 地上階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	トラッククレーン 25t	13. 6 × A + 5. 2	
2	トラッククレーン 25t	18. 0 × A + 10. 0	
3	トラッククレーン 25t	22. 4 × A + 14. 8	
4	トラッククレーン 25t	26. 8 × A + 19. 6	
5	トラッククレーン 25t	31. 2 × A + 24. 4	

表2-2 地下階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	トラッククレーン 25t	9. 5 × A	

表2-3 塔屋階の躯体用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数			備 考
		100 m ² 未満	300 m ² 未満	500 m ² 未満	
					1階当たりの面積

P 1	トラッククレーン 25 t	4	5	6	
-----	---------------	---	---	---	--

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
1	トラッククレーン 16 t	2. 3 × A	
2	トラッククレーン 16 t	5. 4 × A	
3	トラッククレーン 16 t	8. 5 × A	
4	ロングスパン工事用 エレベータ 1 t 未満	18. 5 × N + 40. 5	建築面積 1,000 m ² 毎 に 1 台
5	ロングスパン工事用 エレベータ 1 t 未満	18. 5 × N + 40. 5	建築面積 1,000 m ² 毎 に 1 台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数（鉄筋コンクリート造）

階数(N)	規 格	存 置 日 数	備 考
B 1	トラッククレーン 16 t	6. 4 × A	

注) (各表共通) 1: 揚重機等の設置・移動の作業が支障なく行える敷地を条件としたものである。

2: R C 造の標準的な階高、スパン及び仕上げの建物として設定したものである。

3: A = 建築面積 / 750 m² (計算過程において A の値を端数処理する場合は、小数点以下第三位を四捨五入し小数点以下第二位とする。建築面積は基準階面積とする。)

4: N = 階数

5: 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切り上げ整数とする。

6: 各階の面積が著しく異なる場合は、実状に応じて適切に補正する。

7: 階数が 2 階以下かつ建築面積が 250 m² 未満の場合は、規格を 16 t 以下とし、存置日数は実状に応じて適切に補正する。

8: 障害物等で揚重作業に支障がある場合は、実状に応じて適切に設定する。

② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(キ) 情報システム費

情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用

(ク) その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。

(積み上げによる試験費の例)

- ・ 石綿粉じん濃度測定
- ・ 分析による石綿含有建材の調査
- ・ 化学物質の濃度測定
- ・ 六価クロム溶出試験
- ・ P C B 含有シーリング材の調査
- ・ 路床土の支持力比 (C B R) 試験

- ・現場C B R試験
- ・上記に類する各種試験費

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

第3章 現場管理費

1 現場管理費の区分

現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。

2 現場管理費の算定方法

(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 現場管理費率による算定

(ア) 現場管理費率の算定に用いるT(工期)

- ① 現場管理費率の算定に用いるT(工期)は、実情に応じた月数(整数)とする。
- ② 工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)があった場合、現場管理費率の算定に用いるT(工期)には、工事一時中止(一部一時中止の場合も含む)を理由とした工期延伸する期間を含まない。

(イ) 鉄骨工事の場合の補正

「共通費基準」4(4)の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。また、補正の対象となる鉄骨工事の取り扱いは、第3編第1章7による。

(ウ) とりこわし工事を含めて発注する場合

とりこわし工事は新営建築工事の率を採用する。

(エ) リース料の取り扱い

仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(オ) 純工事費が「共通費基準」別表(注3)で定める範囲を外れる場合

原則として算定式により算定された率を採用する。

(カ) 現場管理費率の留意事項

① 現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用

・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。

－検査、試験の支援に要する費用

－施工図作成の支援に要する費用

－その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。

－本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用

－現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用

イ 積み上げによる算定

以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(ア) 要員等の費用

条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等)

(2) 処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3) 支給材を使用する場合

支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を加算しない。

第4章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

ア 一般管理費等率による算定

(ア) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乘じて得た率とする。

なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5以下	1.05
5を超える15以下	1.04
15を超える25以下	1.03
25を超える35以下	1.01

(イ) 契約保証費について

「共通費基準」5(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。	
①予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合	

イ 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

第4編 単価、価格等

第1章 共通事項

1 単価及び価格に関する数値の取り扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下のとおりとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等

ア 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

イ アの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

ウ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

エ アの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

(2) 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

イ 単価算定時における金額（数量×単価）は、小数点以下第2位までとする。

ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。

エ 5 市場単価（2）における補正、6 単位施工単価（1）における調整、（3）における補正に使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。

(3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

(4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切捨てとする。

ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

2 材料価格等

「単価基準」2（1）に定める材料価格等とは、杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等の価格変動が大きい資材並びに建物ごとに個別性が高い機器等の単価及び価格をいう。

3 歩掛り

単価の算定に用いる歩掛りは、「単価基準」3で規定される標準歩掛りの他に「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」並びに市場単価及び単位施工単価に類似の単価の作成や見積り单

価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

4 「その他」の率

歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準※とし、地域の特殊性等を考慮の上適切に定める。

※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は「単価基準」の表3-1-1～3に示された工種とする。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

5 市場単価

(1) 「単価基準」2(4)の規格・仕様が「公共建築工事標準単価積算基準（令和7年12月10日国営積第2号）」（以下「国積算基準」という。）各編記載の細目工種の摘要と一部異なるため、単価（以下「補正市場単価」という。）を設定する細目工種については、「公共建築工事積算基準等資料（令和7年12月10日国営積第3号）」（以下「国積算資料」という。）の各章による。

(2) 補正市場単価を算出するための補正方法については、国積算資料の附表1による。

6 単位施工単価

(1) 工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合は次式により、その単価を調整して算定する。

$$\text{工事場所のシフト単価} = \frac{\text{工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定したベース単価} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所を包括する地区を代表する都市のベース単価}}}{}$$

(2) 単価基準（5）の規格・仕様が物価資料に掲載されているものと一部異なるため、単価（以下「補正単位施工単価」という。）を設定する細目工種については、国積算資料の各章による。

(3) 補正単位施工単価を算出するための補正方法については、国積算資料の附表2による。

7 物価資料の掲載価格の取扱い

- (1) 「単価基準」2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。
- (2) 市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。
- (3) 単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

(1) 見積価格

「単価基準」2(4)による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い、市中ににおける取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

9 工事量が僅少等の取り扱い

工事量が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

10 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} + \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

ただし、K（割増賃金係数）=割増対象賃金比×1／8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当たり割増賃金係数」による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の休日とする。（労働基準法 第35条）

$$\text{労務費（総額）} = \text{労務単価} \times K \times \text{割増すべき時間数}$$

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価及び単位施工単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価及び単位施工単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

11 寒冷地、山間地等の取り扱い

(1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。

(2) 山間地等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.2 設計変更時の取り扱い

「単価基準」6の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。